特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杵築市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県杵築市長

公表日
令和5年3月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき杵築市内に居住する65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で介護支援等が必要になった者を第2号被保険者とし、介護保険に係る事務を行う。 介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、介護保険に関する事務を行うにあたり、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 具体的な事務 ・資格管理に関する事務 ・介護認定に関する事務 ・給付に関する事務 ・介護保険料賦課に関する事務
③システムの名称	Acrocity介護保険 MICJET番号連携サーバー 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）介護保険情報ファイル （2）本人確認情報ファイル （3）送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療介護連携課 税務課
②所属長の役職名	医療介護連携課長 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　℡0978－62－1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	医療介護連携課 〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　℡0977－75－2404

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅰ－4－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61，62、80、87、90、94、95、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61，62、80、87、90、94、95、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ－5－②	市民課長	市民課長　河野　雄二郎	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ－8	市民課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　℡0978－62－1806	市民課　〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　℡0977－75－2404	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ－1	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ－2	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年10月10日	Ⅰ－5－①	市民課	市民課 税務課	事後	
平成29年10月10日	Ⅰ－5－②	市民課長　河野　雄二郎	市民課長　　河野　雄二郎 税務課長　　篠田　邦昭	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ－②	介護保険法に基づき杵築市内に居住する65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で介護支援等が必要になった者を第2号被保険者とし、介護保険に係る事務を行う。 介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、介護保険に関する事務を行うにあたり、次の事務で特定個人情報を取り扱う。	介護保険法に基づき杵築市内に居住する65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で介護支援等が必要になった者を第2号被保険者とし、介護保険に係る事務を行う。 介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、介護保険に関する事務を行うにあたり、次の事務で特定個人情報を取り扱う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月27日	Ⅰ－４－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61，62、80、87、90、94、95、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）　第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61，62、80、87、90、94、95、108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、　第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ－１	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ－８	市民課　〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　℡0977－75－2404	医療介護連携課　〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　℡0977－75－2404	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ－２	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ－５－①	市民課 税務課	医療介護連携課 税務課	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ－５－②	市民課長　河野　雄二郎 税務課長　篠田　邦昭	医療介護連携課長 税務課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅰ－４－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61，62、80、87、90、94、95、108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、 第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61，62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ－1	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－2	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ	－	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	Ⅰ－4－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61，62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ－1	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ－2	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	Ⅰ－４－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61，62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	Ⅱ－1	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ－2	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅳ－8	［○］自己点検　［○］内部監査　［○］外部監査	［○］自己点検　［○］内部監査　［　］外部監査	事後	
令和3年11月26日	Ⅰ－4－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ－1	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ－2	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	Ⅰ－4－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ－1	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ－2	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅳ－8	［○］自己点検　［○］内部監査　［　］外部監査	［○］自己点検　［○］内部監査　［○］外部監査	事後	